

保医発0831第3号  
平成28年8月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

### 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成28年3月4日保医発0304第9号)の一部を以下のとおり改正し、平成28年9月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1 I 医科点数表関係の手術の表中、レーザー手術装置(I)を次のように改める。

レーザー手術装置(I)	機械器具(31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザ ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザ 色素レーザ ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ 一酸化炭素レーザ エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なものの	K841-2	経尿道的レザーリ立腺切除術
-------------	--------------------	---	-------------------------	--------	---------------

	アルゴン・クリプトンレーザ ルビーレーザ 銅蒸気レーザ 色素・アレキサンドライトレ ーザ クリプトンレーザ ダイオードレーザ ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ ツリウム・ヤグレーザ		
--	---	--	--

改 正 後 行 現

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

(別表1)

1 医科点数表関係

(別表1)

1 医科点数表関係

手 術 (附)	特定診療報酬算定医療機器の区分		対応する診療報酬項目 基準	対応する診療報酬項目 基準
	医事承認上の位置付け	その他の条件		
	類 別	一般的な名称		
レーザー手術装置 (附)	機械器具 (31) 理学診療用 皮膚ガスレーザ・ヤグラーヴ エキシマレーザ 色素レーザ ネオジミウム・ヤグラーヴ 波数レーザ 一酸化炭素レーザ エルビウム・ヤグラーヴ バルスガルミウム・ヤグラーヴ レーザ アルゴン・クリプトン レーザ ルビーレーザ 解蒸気レーザ 色素・アレキサンドライ クリプトンレーザ ダイオードレーザ レーザ KTPレーザ ツリウム・ヤグラーヴ	レーザーにより組織の範囲又は切 離が可能なものの 経皮道的レーザー 創立膜切離術	R341-2 R341-2	レーザーによる組織の範囲又は 切離が可能なもの レーザー 一酸化炭素レーザ エルビウム・ヤグラーヴ バルスガルミウム・ヤグラーヴ アルゴン・クリプトン ルビーレーザ 解蒸気レーザ 色素・アレキサンドライ クリプトンレーザ ダイオードレーザ レーザ KTPレーザ (新規)
			(附)	